

高砂市空き家バンク



高砂市内に 空き家 をお持ちの方へ

空き家バンクに登録し、買い手や借り手を見つけませんか？
市内の空き家(空き店舗)情報を提供するサービスです。



高砂市では(一社)兵庫県宅地建物取引業協会加古川支部と
連携しながら空き家に関する情報発信を行っています。

高砂市空き家活用支援事業

高砂市では、空き家の利活用を行う方に、改修費の一部を補助しています。

住宅耐震化促進
事業も併用可能
(条件あり)

	補助タイプ	補助率	補助額
改修費	住宅型<一般タイプ> 事業所型	1/2	最大150万円
	住宅型 <若年・子育て支援タイプ>	2/3	最大200万円

空き家バンク、空き家活用支援事業に関する詳しい情報は、市ホームページをご覧ください。
なお、空き家支援事業の利用については各種要件がありますので、ご注意ください。

お問い
合せ先

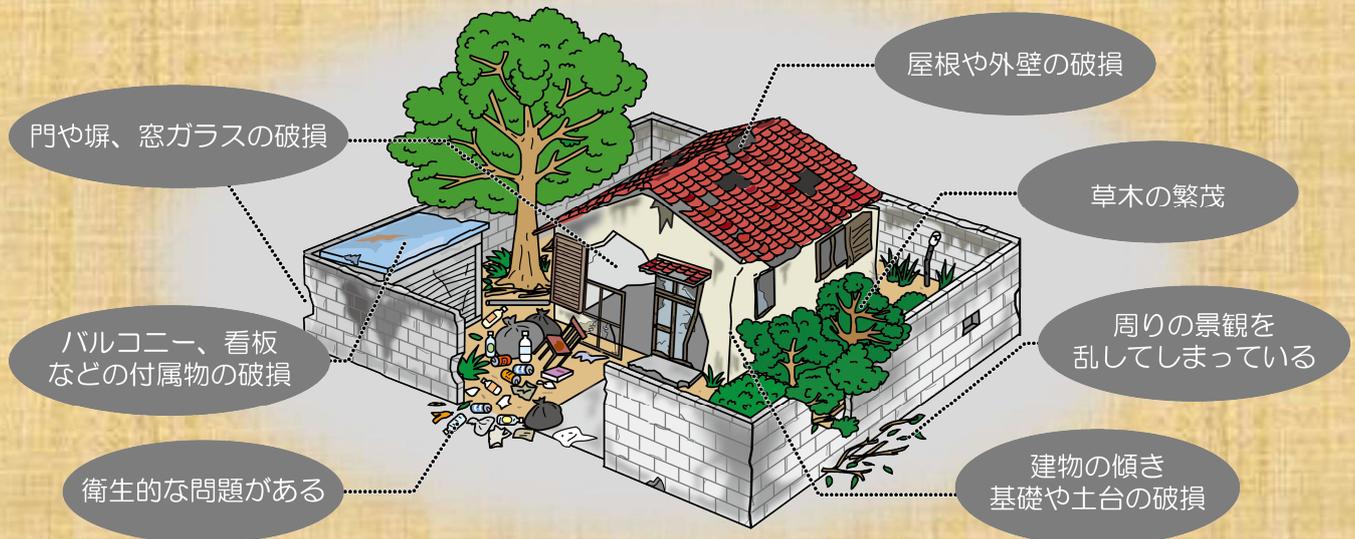
高砂市 都市創造部
都市住宅室 建築住宅課
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

☎079-443-9035
✉ tact3825@city.takasago.lg.jp

“空き家”を放置していませんか？

空き家を放置していると…

“特定空家等”に認定されるおそれがあります



空家等の適正な管理は、所有者や管理者の責務です

空家等は、所有者や管理者が自らの責任において管理するものです。しかしながら、管理が不十分な空家等が増えています。放置された空家等は、防災、衛生、景観などいろいろな面で周辺環境に悪影響を与えることがあり、そのため、条例で、空家等の所有者等に適正な維持管理の義務を課しています。

空家等を放置すると…

空家等が崩壊したり、瓦や外壁が落下し、隣接家屋が壊れたり、通行人が怪我をした場合は、**所有者等が損害賠償責任を負うこととなります。**



特定空家等に対する法律・条例の措置

所有者等が維持管理の義務を怠り、空家等が特定空家等になれば、市長は助言・指導、勧告若しくは命令等を行うことができます。特定空家等に認定された場合、所有者等に改善を求めるほか、**改善が見られない場合は法律や条例に基づく措置を取る場合があります。**

調査

助言・指導

勧告

命令

公表

代執行

特定空家等とは（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項より）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

お問い合わせ先

高砂市 都市創造部
都市住宅室 建築住宅課
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

☎079-443-9035

✉ tact3825@city.takasago.lg.jp